

第10回行政手続部会終了後記者会見録

- 1．日時：平成29年2月2日（木）
- 2．場所：合同庁舎4号館12階共用1203会議室

司会 それでは、ただいまより第10回行政手続部会の記者会見を行います。

会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎及び大槻が行います。

それでは、よろしく願いいたします。

石崎参事官 本日は、配付した資料のとおりでありまして、法務省、厚生労働省、国土交通省の3省からのヒアリングを行いました。

具体的な中身につきまして、配付した資料でいいますと、資料2に法務省がございます。

法務省としては、まず口頭で、法務省の関係では、商業登記等が重点分野になっていすけれども、重点分野となることには特段の異論はないとのことでしたが、紙に記載のとおりコメントがございました。

1番目は、削減目標、コストの推計方法、取組期間についてのコメント。

2番目は、商業登記制度というのは、会社の公示に関する制度であるということが1に書いてありまして、2には、商業登記において添付書面が必要とされる理由というのは、登記した事業の内容が真実であることが求められるということで、添付書面が必要になっている。

ページをおめくりいただきまして、2ページですけれども、こういった中で、添付書面のうち、幾つかについては会社法の規定によって作成しなければならない。一方、上のほうにあります、消費者委員会などからは、商業登記の真実性の確保がますます要請されている中で、添付書面というのは、その真実性を確保するために必要不可欠なものであるということが述べられています。

3は、そうは言っても、申請人の負担軽減のための最近の取組ということで、平成27年10月の取組、平成28年6月からは外国人が商業手続を行うための負担の軽減措置、さらに、平成32年度以降は、設立の登記完了後に税務署等に対して行う必要がある各種手続について、登記事項証明書の添付を省略することができるよう関係省庁と検討を進めているところである。

右にありますように、入国管理局からは、最近の取組ということで、在留資格手続のオンライン化について検討を進めているという紹介がありました。

これに対して委員から幾つか指摘がありまして、2ページ目、平成32年度以降ということですが、それをもっと早めるべきではないか。電子的な意味で真実性の確認の手法などもあるのではないか。個別の手続というよりは、事業者のニーズとしては、入国管理であれば行政書士、また登記については司法書士、それぞれについての士業の方々が関与する

中で、会社設立全体の手続の負担感をもっと削減してほしいということがあるのではないか。もう一つは、これは昨年の事業者ヒアリングの中であったのですが、地方局と出張所において書類のページ数が随分違うとか、記載事項が違うとか、そういうことがあるのではないか。電子的にワンストップで会社設立ができるようにならないのか。こういった指摘がありました。

法務省からそれぞれ回答がありまして、地方局と出張所の違いについて言うと、ページ数が随分違うということはないのだけれども、私ども規制改革推進会議にペーパーで現状については出していただくということになっております。電子的なワンストップにつきましては、定款手続の中で、公証人の前で確認をするというところが制度上必要である中で、例えば、東京には東京開業ワンストップセンターというワンストップセンターがあるという紹介がありました。

その他、委員の方からは、法務省に対してというよりは全体的な総括的なコメントなのですが、法務省等が取り組んでいる設立登記事項証明書の添付書類の省略など、個別の事項毎に、バックヤードの連携が進んでいるのだけれども、政府全体で統合された部局で司令塔があってしかるべきではないか。そのような指摘がありました。

以上が法務省であります。

その次が厚生労働省でありまして、資料3でありますけれども、厚生労働省につきましても、このペーパーに記載のとおりであります。1にありますのは、独立行政法人や地方公共団体は、国で一律に手続の様式等を示しているわけではないため、目標を設定して一律に取組の対象とすることはなじまないのではないかと。

2ポツとしては、事業者の作業時間というものが規制改革推進会議のたたき台として示されているけれども、企業内部での検討時間のほかにも、窓口までの移動時間ですとか、手続が完了するまでの待ち時間の削減なども手続の実情に応じて削減の対象に含めることも可能とすべきではないかと。

取組期間は3年と書いてあるけれども、制度改正の検討やシステム構築・改修が必要な場合は5年程度の期間を設定することを可能とすべきではないかと。

削減目標については、一律の削減目標のみを設定することは困難ではないかと。

重点分野についての中で、計画的な取組、規制改革推進会議のたたき台の案では、本年6月末までに暫定的な削減計画を策定することとされているけれども、6月末までというのは厳しいのではないかと。削減計画は各省庁が策定されているとなっているが、マイナンバーを活用した効率的なIT基盤の整備や各省庁でさまざまに実施しているアンケート調査の整理などは、内閣官房等が司令塔となって取組を進める必要がある。

2ページに行きますけれども、限られた予算配分の中でどうするかという問題もあるので、政府全体として必要な予算が確保できるよう適切に調整を行っていただきたい。

2ページにありますけれども、社会保険の分野としては、社会保険労務士等に外部委託している場合が多く、国に対して手続を行う場合に事業者が負う標準的なコストを測定し

て、その削減にかかる数値目標を設定することは困難ではないか。

社会保険の場合は、従業員個人ごとの標準月額、その他を正確に把握する必要がある。これは一部の企業であるけれども、不公正な届出などもあるという中では、記載項目の削減や手続の簡略化には限界があるという中で、一律の削減目標を設定することはなじまないのではないか。

最後のところは、社会保険の事務手続については、年金事務所の中に社会保険・労働保険徴収事務センターを設置し、関係申請の一括受付、関係機関への回送等を実施している。e-Govの一括申請の機能で、労基署や公共職業安定所、年金事務所の手続をワンストップで申請が可能である。総務省と協力してe-Govの電子申請に係る外部連携APIの仕様の公開などを行い、民間企業におけるソフトウェア開発を促進するといった取組をこれまでも行ってきたということで、電子申請の利用率の向上に努めてまいりたい。そのような説明がありました。

これに対して委員からは、1つは、民間の企業にとっては、厚生労働省は最重要な手続をたくさん所管している中で、地方公共団体に委任された規制の中身がばらばらだというのは、いろいろな考え方があるであるかもしれないが、少なくとも申請様式については自治体も含めて統一すべきではないか。これは未確認であるがという前提でありますけれども、例えば保育士については、政府提出に必要な書類の事務作業に作業時間の3割から4割もかけているという話も聞いた。こういったところこそ特に改善すべきではないか。別の委員の方からは、これまでの事業者のヒアリングの中では、いろいろな届出先に出向かなければならないということを知っていたけれども、厚生労働省の説明の中では、ペーパーで言うと2ページの下であります。ワンストップ化の取組、一元化の取組というものが記載されているけれども、これはどの程度アピールして、どの程度広まっているのか。同じように、それについての利用率の調査はやっているのか。利用率のデータがあるのか。あるいはe-Govの利用率についてはどうなのか。こういった一連の質問がありました。それから、待ち時間というのはどういう趣旨なのかという質問。標準処理期間を短縮することも含めて考えているのか。もう一つは、地方公共団体についてはいろいろ理解と協力が必要だとしても、少なくとも、独立行政法人については補助金や助成金というのは独立行政法人経由で出していることが非常に多いので、それも含めての申請様式の統一化というのはぜひ必要なのではないかという意見がありました。

厚生労働省からはそれぞれについて御回答がいろいろありましたが、議事録を公表しますから、この場では幾つかの事項について言いますと、利用率については今、手持ちでデータを持っていないということで、これは後日提出をお願いするという話になっております。ただ、e-Govの利用率ということ言えば、今、全体の9%であるということで、添付ファイルの容量が少ないとか、改善の要望が出てきているのは事実であるということが御回答としてありました。待ち時間につきましては、このペーパーの趣旨としては、社会保険に関して言うと、特に4月の最初の週に非常に時間がかかることもある中で、そういっ

たところをどうするかというのは検討することはあり得るのではないかという回答がありました。

そのほかの委員からの全体的なコメントとしては、今すぐ暫定計画の作成を検討して、6月末までにはぜひ間に合わせてほしいですとか、その他、厚生労働省の分野については、削減すべき、あるいは削減をとるべき事項はいろいろあり得るのではないか。そのような指摘がありました。

最後に国土交通省であります。資料4でありますけれども、ほかの省に比べて分量は少ないのですが、全体的なコメントとして、総論的に言いますと、公正な行政運営のためには、一定の申告は不可欠とはいっても、過重な負担とならないよう、随時の見直しも行っている。今、議論されている行政手続コスト削減の取組についても、今後示される方針に従い、国土交通省として真剣に取り組んでまいりたいといった前提の上でのコメントとして、としては、安全・安心にかかる手続等、一律の割合で削減を求めることが必ずしもなじまないものもあるという中で、法の目的に照らし、削減の是非について個別に判断できるようにすべきではないか。

政府全体の取組成果とするためにも、統一的手法を関係各省に明らかにしていただきたいということで、記載の点についてもっと検討を進める必要があるのではないか。

ページをめくりますと、2ページ目の2であります。個別分野についてということで、特殊な事情としては、安全・安心にかかる手続としては、記載のような事故を受け、安全性チェックを強化するために、更新制を導入するとともに、計画の提出を新たに求めるような措置も講じているという紹介がございました。

これにつきましては、まず部会長からのコメントとして、個別全ての手続について、部会長の考えとしては、削減目標を求めるというよりは、削減目標は横断的、全体的なものであって、個別の手続きについてある種の凸凹はあり得るかもしれない。特に削減効果が高いものを所管の省庁でよく調べて、知恵を絞って考えてほしい。

これは事務局からですけれども、必ずしも規制そのもの、あるいは手続そのものを廃止せよということではなくて、規制、手続そのものはあるにしても、書類の枚数を減らすとか、書類は同じであったとしても、オンライン化の利用率を高めるとか、そういった規制改革、行政手続、IT化、そういった一体的な取組の中でぜひ各省において取り組んでほしいという話をしております。

個別の委員からの指摘としては、これも同種でありますけれども、手続面では、規制そのものの緩和ではなくて、手続の簡素化についてはいろいろ努力ができるのではないか。例えば書類でチェック項目をふやすよりは、むしろ事項によっては現地を実際に調査するとかといったほうが早いようなことも、事後にチェックするようなことが重要なものもあるのではないか。これは国土交通省からも紹介があったのですが、国土交通省でもi-constructionなど、新技術を利用して手続を簡素化する、こういった取組を進められているということですが、こういった新技術を利用した手続の簡素化というもの

はほかにも考えられる分野があるのではないか。そのような御意見がありました。

国土交通省からは、事前規制を軽くして、事後チェックでやっていく、基本的にはそういう方向で御検討された上で、必要最小限の事前規制ということで考えている。新技術を活用して手続を簡素化すべきだというのはそのとおりであって、他省庁で行っているような取組も参考にしながら、これからも検討してまいりたい、そのような話がありました。

以上がヒアリングでのやりとりであります。

最後に参考資料であります。今週、1月30日と2月2日に関係省庁、6省庁からのヒアリングを行いまして、去年の年末まで、事業者のニーズの把握をして、9回、10回ということで、関係省庁の御意見も聞いたということで、今後、削減の重点分野や目標、手法の議論を行いまして、取りまとめに向けた作業を行っていきたいと考えております。

以上であります。

司会 それでは、質問をお受けしたいと思います。御質問のある方は挙手の上、お名前と御所属をお話しの上、御質問ください。

いかがでしょうか。

記者 読売新聞のアベと申します。

前回のヒアリングも含めて、省庁によって意見に差があるようなのですけれども、今後の取りまとめに向けてはどのように進めていくような流れになるのでしょうか。

石崎参事官 規制改革推進会議においては委員の方々の御意見をまとめた上で、ある種の考え方を提示していくこととなりますので、委員の方々が2回の省庁ヒアリングについて、あるいは去年の事業者のニーズ調査から始めた一連のやりとりについてどういうお考えになってきたかということでもって、日本再興戦略の閣議決定上は、年度内を目途ということですので、具体的にどういった部会の手続をやるか、これから委員の方と御相談させていただきながら検討していきたいと考えております。

司会 ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、第10回行政手続部会の記者会見を終了いたします。ありがとうございました。